



15消安第3367号
平成15年11月11日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



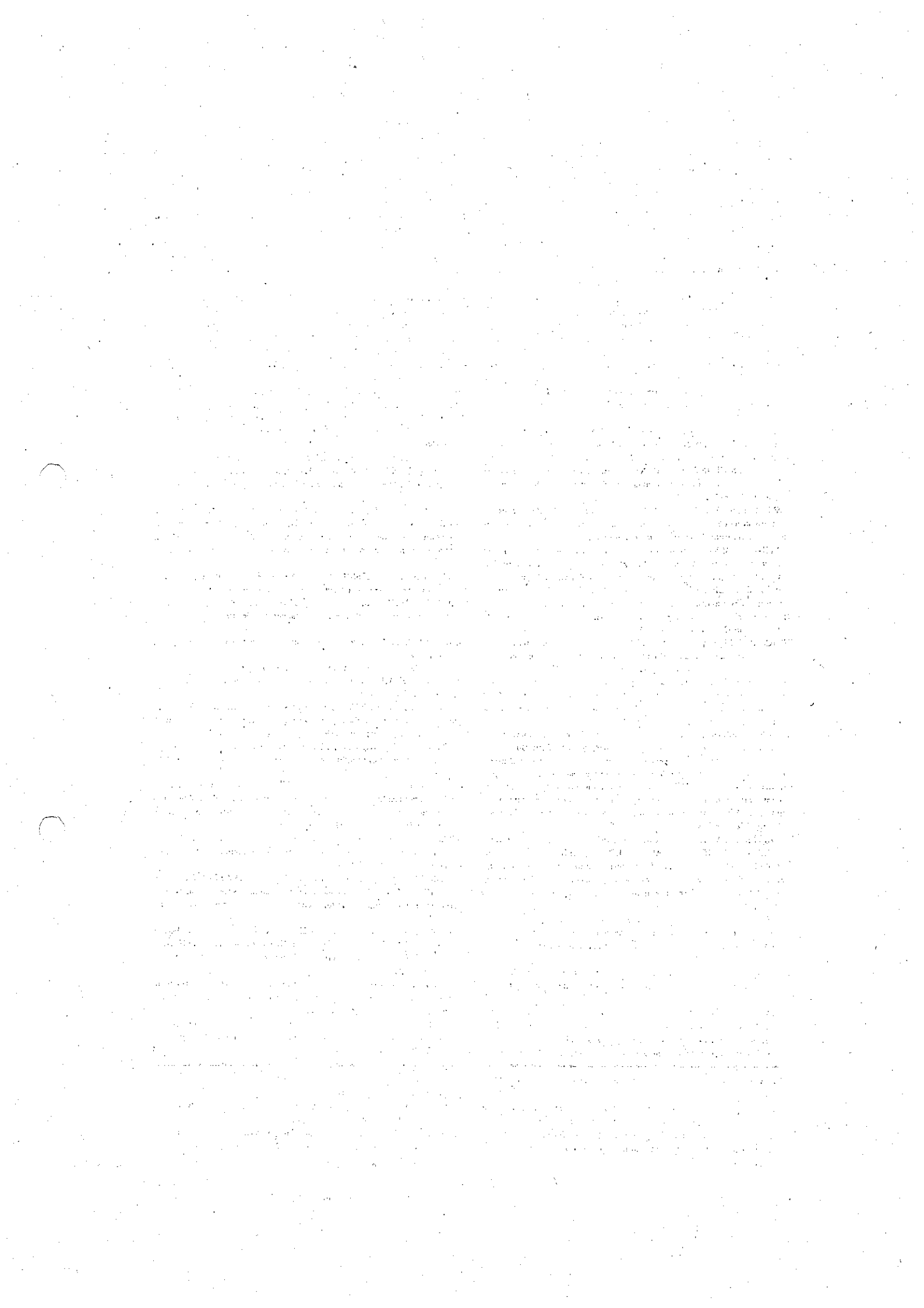
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について





(別紙)

1 経緯

- (1) ほ乳動物由来たん白質の飼料利用については、BSEの感染経路を遮断するため、平成13年10月15日以降飼料安全法に基づく成分規格等省令により禁止しているところである。
- (2) ほ乳動物由来たん白質のうち、豚(又は馬)由来の肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白(以下「豚肉骨粉等」という。)については、そのもの自体はBSEの感染源とはならないものの、原料の収集・製造段階で反すう動物由来肉骨粉等が混入する可能性があることから、飼料への利用が禁止されてきたところである。
- (3) 平成14年9月に開催されたBSE技術検討会において、豚肉骨粉等がBSEの感染原因とならず、その飼料利用は問題とはならないが、その利用に当たっては反すう動物由来肉骨粉等の混入防止が確実に行われることが必要とされた。

2 改正の概要

- (1) 豚肉骨粉等のうち、反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(以下「確認済豚肉骨粉等」という。)については、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。(別添)
また、既に飼料利用可能な動物由来たん白質(大臣確認を受けた豚由来の血粉及び血しょうたん白、チキンミール、魚介類由来たん白質等)と確認済豚肉骨粉等の原料を混合して製造された動物由来たん白質についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (2) 家きん由来たん白質については、既に飼料利用が認められている大臣確認済のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白に加えて、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された蒸製骨粉及び加水分解たん白についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の飼料については、誤用・流用を防止する観点から、牛等の飼料に混入しないよう保存するとともに、使用上及び保存上の注意事項を表示すること等を義務づけること。

(リスク管理の概要は別添参照)

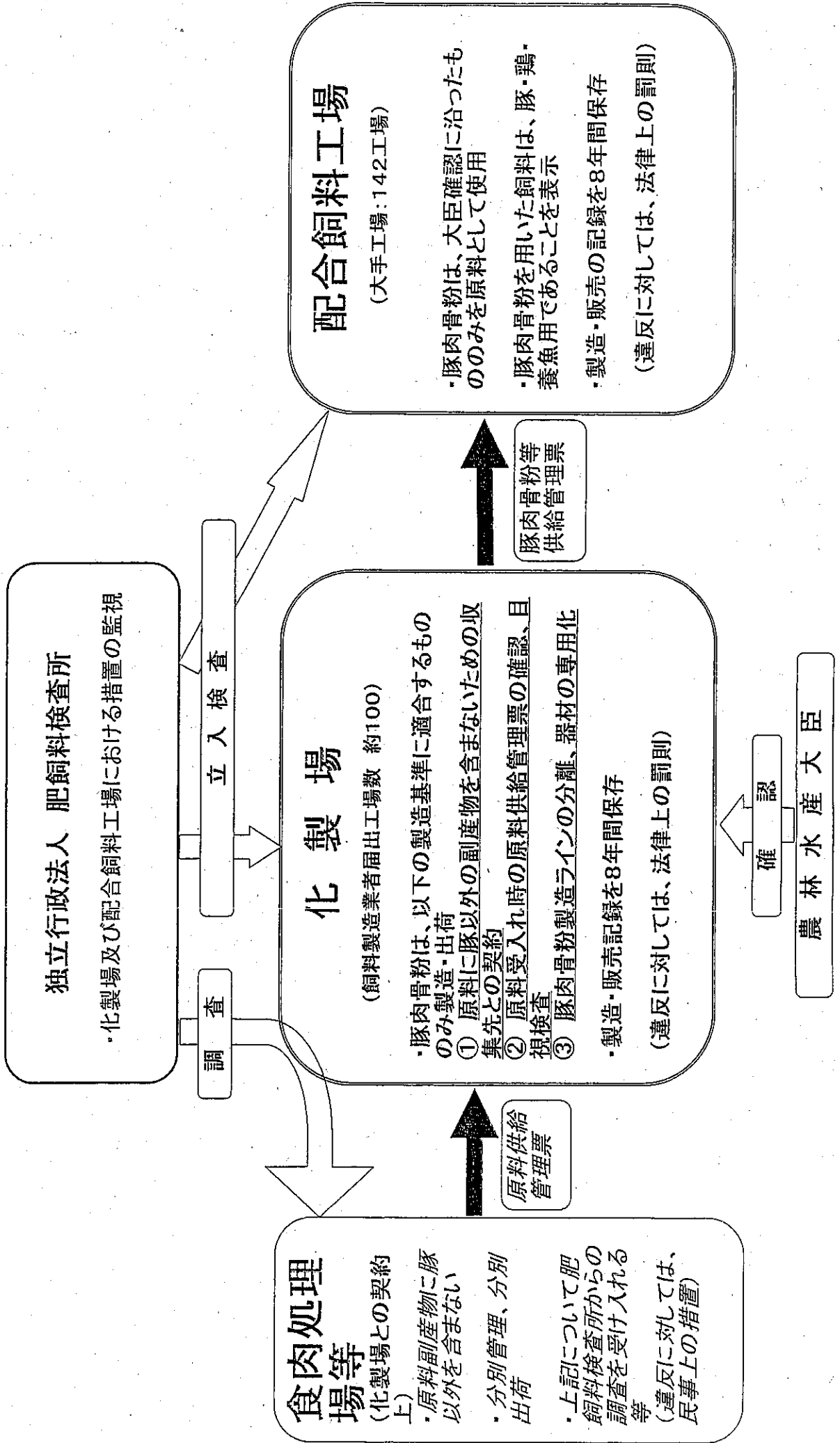
肉骨粉等の取扱い（概念図）

用途 由来動物		飼料		
		鶏用	豚用	牛用
牛	肉骨粉類 (血粉等含む) 蒸製骨粉類	×	×	×
豚	肉骨粉類 血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	○ <small>(大臣確認されたもののみ)</small>	○ <small>(大臣確認されたもののみ)</small>	×
鶏	フェザーミール、 チキンミール等 血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	○ <small>(大臣確認されたもののみ)</small>	○ <small>(大臣確認されたもののみ)</small>	×

○：飼料利用禁止の解除
 ×：飼料利用禁止を継続

が今回解除部分

豚肉骨粉等の確認措置



プレスリリース

平成14年9月24日
生産局畜産部

第12回牛海綿状脳症(BSE)に関する技術検討会の概要について

1 日時 平成14年9月24日(火) 13:00~17:20

2 場所 農林水産省生産局第10会議室

3 会議概要

(1) 感染源及び感染経路の調査について

これまでの5例の調査結果からは、感染源としての可能性を排除できない事項としては、オランダ産動物性油脂及びイタリア産肉骨粉であるが、その他、可能性は低いながら、感染源が複数である可能性や2巡目感染である可能性、また、感染し易い時期に給与される飼料への肉骨粉の交差汚染の可能性についても調査を進める上で考慮しておく必要があるとされた。その他の事項については、ほぼ排除できるとの意見であった。

さらに、可能性を排除できない事項については、専門家による可能性の評価・分析を行うことが提言された。

(2) BSE検査対応マニュアルの改正について

BSE対策特別措置法に基づく死亡牛の届出、ストックポイントの管理等及びEUに準じたサーベイランス実績の集計・公表等に係るマニュアルの改正案は概ね妥当であるとされた。また、都道府県においてウエスタンブロット検査等が実施できるよう検討を進めること、感染牛の研究利用を促進するため、検査中の死体を適切に保管することとされた。

(3) 我が国独自の手法による第三国のステータス評価の報告書案について

報告書の取りまとめ様式については、事務局案で差し支えなく、また、今後取りまとめられる報告書の内容については、本検討会で再度確認することとされた。

(4) OIE専門家ダグマー・ハイム博士のレポートについて

博士のレポートにおける勧告に対する我が国の対応については、概ね問題がないと確認された。

(5) 羊、山羊及び鹿の飼料安全法に基づく規制について

飼料安全法に基づく対象動物に羊、山羊及び鹿を加えることについて妥当であるとされた。

(6) その他

① 豚肉骨粉等の豚・鶏用飼料への利用について

豚肉骨粉等の豚・鶏用飼料への利用については、牛肉骨粉等のクロスコンタミネーションの防止が確実になされることを条件に、技術的な問題がないことが確認された。

② 骨炭の他の工業用用途への利用について

精糖用骨炭と同等の取扱いで処理されることを条件に、技術的な問題がないとの意見であった。

連絡先：農林水産省生産局

畜産部畜産技術課 担当者：松尾

電話：03-3502-8111 (内線3907)

03-3591-3656 (直通)

畜産部衛生課 担当者：杉浦、山本

電話：03-3502-8111 (内線4045, 4041)

03-3502-8388, 0556 (直通)

畜産部飼料課 担当者：濱本

電話：03-3502-8111 (内線4003)

03-3501-3778 (直通)